

議案第 24 号

筑西市債権管理条例の制定について

標記について次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市債権管理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市の債権の管理に関する事務について必要な事項を定めることにより、市の債権の適正な管理に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市の債権」とは、金銭の給付を目的とする本市の権利をいう。

(他の法令等との関係)

第 3 条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第 4 条 市長は、法令及びこの条例の定めに従い、市の債権の適正な管理に努めなければならない。

(台帳の整備)

第 5 条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定めるところにより台帳を整備するものとする。

(徴収計画)

第6条 市長は、市の債権を計画的に徴収するため、規則で定めるところにより徴収計画を策定するものとする。

(債権の放棄)

第7条 市長は、市の債権（消滅時効について時効の援用を要しないものを除く。以下この条において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該市の債権及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

(1) 消滅時効が完成し、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準じる事情により、当該市の債権に係る債務の履行の意思を確認することができないとき。

イ 債務者が当該市の債権に係る債務の履行の意思がないと認めるとき。

(2) 債務者が死亡し、かつ、当該市の債権に係る債務について限定承認があった場合において、当該債務者に係る相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の債権の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該市の債権につきその責任を免れたとき。

(4) 法人である債務者が破産法第216条又は第217条の規定による破産手続廃止の決定を受け、当該決定が確定したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほかやむを得ない事由により市の債権を放棄する必要があると市長が特に認めるとき。

(報告)

第8条 市長は、前条の規定により市の債権を放棄したときは、規則で定めるところにより議会に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。